

新潟県アイスホッケー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~参考URL:~

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	-	
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。	A	現行の団体規約を遵守して運営管理している。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	遵守している。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	有意の役員等により最低限の体制は維持できているが、適切な団体運営及び事業運営を確保するため、2024年6月に組織体制を見直した。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表してい るか。	B	現行方針や活動を公表できるホームページを2024年中に開設の予定である。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	日本アイスホッケー連盟のコンプライアンス研修に役職員が参加している。
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	日本アイスホッケー連盟から配信される暴力行為根絶に向けた教育資料の加盟チームの指導者への配信は行っている。
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	遵守している。
9	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	遵守している。
10	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	整備している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	ウェブサイトを持たないため情報開示は組織内に限られるが、関係者間での情報共有は適切に図られている。 又、ホームページ開設を2024年中に行う準備を始めた。
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	ウェブサイトを持たないため情報開示は組織内に限られるが、関係者間での情報共有は適切に図られている。 又、ホームページ開設を2024年中に行う準備を始めた。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則3について 組織の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	A	規約、規程の整備を行い、6月29日の2024年度の総会において規約の変更と各種規程の制定を行った。
14	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則7について ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	A	ガバナンスコード遵守状況（令和5年度）について、2024年6月に公益財団法人新潟県スポーツ協会のウェブサイトを通じて公表を予定している。

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない